

日 時 令和4年11月25日(金)

午前10時30分～

場 所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

令和4年度 第1回東京都公園審議会

会議録

○田中管理課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第1回東京都公園審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、建設局公園緑地部管理課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速始めさせていただきます。

初めに、本日の審議会はこちらにご出席の委員に加えまして、6名の委員にはZoomでご参加いただいております。ご了承下さい。委員の皆様には何かとご不便をおかけすることもあるかと存じますが、何とぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、16名の委員のうち13名の出席をいただいております。審議会条例第8条に規定されました定足数である半数8名を超えておりますので、本日、ご参加の委員で審議に入らせていただきます。

また、本日の審議会は、当会の運営に関する要綱に基づきまして、会議を公開で行うことになっております。

本日、傍聴希望者はなしとのことですので、このまま会を進めさせていただきます。

○斎藤委員 すみません。斎藤ですけれども、音声がちょっと途切れっぽいので、ビデオを止めました。

○坂下計画課長 斎藤先生、承知いたしました。

○田中管理課長 よろしくよろしくお願いいたします。

それから、報道関係者の取材を受けております。議事が始まる前までは、撮影及び録音を認めておりますのでご了承いただきます。

本日の会議資料につきましては、机上の端末画面上に表示させていただいておりますが、参考までにお手元にもご用意しております。議事次第、座席表、審議資料としまして、「新たな都市公園の整備と管理のあり方について（諮問）」、また参考資料としまして、都政モニターアンケートの結果を抜粋したものなどをお配りしてございます。足りない資料等がありましたら、その都度お知らせいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日、審議ご発言の際ですが、机にはマイクがございませんので、恐縮ですが、手を挙げていただき、係員がマイクをお持ちしますので、よろしくお願いいたします。

また、Z o o mでご参加の皆様におかれましても、ミュートの状態でお聞きいただけますが、ご発言の際には手を挙げていただきまして、お手元のミュート機能をオフにしてからのご発言、お名前も合わせておっしゃっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、審議会の開催に当たりまして、東京都技監で建設局長を兼務しております中島高志よりご挨拶申し上げます。

○中島東京都技監（建設局長兼務） 東京都技監で建設局長を兼務しております中島でございます。

本日、高梨会長をはじめ、委員の皆様にはご多忙の中、当審議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より東京都の公園緑地行政に対しましてご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日でございますが、新たな都立公園の整備と管理のあり方につきまして、新たに諮問させていただきます。

都立公園は、現在、83公園、面積にいたしまして約2,000ヘクタールを超えておりますが、緑と水にあふれる東京を形成するための重要な拠点として、都民の身近な憩いや安らぎの場となっておりますとともに、災害時には避難場所等の役割も担っております。

このたび、社会状況の様々な変化を踏まえつつ、持続可能な社会の構築に向けまして、これからの都立公園が目指すべき姿や果たすべき役割等を明らかにし、新たな都立公園のあり方をご審議いただくものでございます。

委員の皆様におかれましては、活発なご審議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

今後とも、東京都の公園緑地行政につきまして一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田中管理課長 審議に入ります前に、委員の交代がありましたので、ご紹介いたします。

東京都議会環境・建設委員会委員長の里吉ゆみ委員でございます。

○里吉委員 どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 田中管理課長 財務省関東財務局東京財務事務所長、須田渉委員でございます。本日は代理で第一統括国有財産管理官、長谷川純二様にご出席いただいております。
- 長谷川委員代理 長谷川でございます。よろしく願いいたします。
- 田中管理課長 国土交通省都市局公園緑地・景観課長、伊藤康行委員でございます。
- 伊藤委員 伊藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 田中管理課長 公園審議会幹事につきましては、画面にお示しした東京都公園審議会幹事名簿のとおりでございますが、令和4年4月1日付の人事異動により、7名の幹事に交代がございましたので、ご紹介いたします。
- 建設局次長の副島建幹事でございます。
- 副島次長 副島です。よろしく願いいたします。
- 田中管理課長 建設局総務部長の浅野直樹幹事でございます。
- 浅野総務部長 浅野でございます。よろしく願いいたします。
- 田中管理課長 建設局公園緑地部長の小谷健幹事でございます。
- 小谷公園緑地部長 小谷でございます。よろしく願いいたします。
- 田中管理課長 建設局公園調整担当部長の佐々木珠幹事でございます。
- 佐々木公園調整担当部長 佐々木です。よろしく願いいたします。
- 田中管理課長 都市整備局都市づくり政策部長の山崎弘人幹事でございます。本日は代理で、都市づくり政策部緑地景観課公園計画担当の近藤一樹課長代理が出席となっております。
- 近藤幹事代理 近藤でございます。よろしく願いいたします。
- 田中管理課長 そのほか、本日はリモートでの出席となっております総務局総務部長の猪口太一幹事が就任しております。
- また、本日欠席しておられますが、財務局財産運用部長の小泉雅裕幹事が就任しております。
- それでは、お手元の次第に従いまして、本日の審議に入らせていただきたいと存じます。
- 審議の進行につきましては、高梨会長、よろしく願いいたします。
- 高梨会長 おはようございます。高梨でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今日は、お手元にございます議事次第にございますように、この後、諮問を受けまして、議事としては諮問を受けた事項につきましてご審議をいただくという予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従ひまして、諮問に移ります。

事務局、よろしくお願ひいたします。

○田中管理課長 本日は東京都知事から当審議会へ1件の諮問がございます。知事に代わりまして、東京都技監が諮問文を読み上げさせていただきます。

本日は新型コロナウイルス感染症対策の観点から、読み上げをもちまして諮問文を高梨会長に手渡ししたこととさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、都技監、よろしくお願ひいたします。

○中島東京都技監（建設局長兼務） それでは、私から読み上げさせていただきます。

東京都公園審議会条例第2条の規定により、下記事項について諮問する。

令和4年11月25日。東京都知事、小池百合子。

新たな都立公園の整備と管理のあり方について。

よろしくお願ひいたします。

○田中管理課長 それでは、これから審議に入らせていただきたいと思います。

審議の進行につきましては、高梨会長、よろしくお願ひいたします。

なお、東京都技監でございますが、公務のためここで退席させていただきます。

○中島東京都技監（建設局長兼務） 恐縮でございます。失礼いたします。

○田中管理課長 それでは、高梨会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○高梨会長 それでは、次第に従ひまして議事に入ります。

ただいまの諮問を受けました「新たな都市公園の整備と管理のあり方について」審議を行います。

それでは、事務局より資料の説明をお願ひいたします。

○坂下計画課長 はい、分かりました。計画課長の坂下と申します。私のほうから資料の説明をさせていただきます。

本日は、諮問させていただきました、第1回目の審議となりますことから、都立公園を取り巻く状況や、これまでの都立公園の取組や成果などをご紹介させていただきます。今後、議論していくべき検討の視点や考え方について、委員の皆様からご意見いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

画面のほうをご覧ください。まず、今回の諮問の趣旨でございます。

東京都は、都立公園の整備・管理運営の方針といたしまして「パークマネジメントマスタープラン」を策定してございます。これに基づき、様々な取組を進めておりますが、今後、計画期間の終了に伴い、改定を予定しているところでございます。

○斎藤委員 すみません。斎藤ですけれども、高梨会長の声は非常によく通るんですけど、事務局のはもたついて聞き取れないところが結構あるんですけど。音声の入力が違うんでしょうか。

○坂下計画課長 事務局ですけれども、斎藤委員、聞こえますでしょうか。

○斎藤委員 はい、聞こえています。

○坂下計画課長 では、よろしいでしょうか。ほかの委員の皆様方も私の声は聞こえて……。

○八塩委員 ほとんど聞こえないので、いや、聞き取りにくいです。このまま進められても、多分、ほとんど聞き取れないんじゃないかという状況ですけど。

○斎藤委員 事務局の声が非常に途切れるんですよ。高梨会長は大丈夫でした。

○八塩委員 あと建設局で1、2、3と三つパソコンの画面を映されているんですが、ほとんどどなたが映っているかも分からない感じになっていますので、負荷をなくすという意味では、このカメラをどこか一つにさせていただくとか、あるいは全部オフでも、音声のほうを重視して発信することで調整していただければと思います。

○坂下計画課長 事務局です。大変申し訳ございません。現在、調整いたしますので、委員の皆様方、失礼いたしました。

○八塩委員 今はとてもよく聞こえます。

○坂下計画課長 では、これから改めて資料のほうの説明をさせていただきたいと思っております。

まず、本日、諮問させていただきました「新たな都立公園の整備と管理のあり方について」の諮問の趣旨でございます。

東京都は、都立公園の整備・管理運営の方針といたしまして、「パークマネジメントマスタープラン」を策定し、様々な取組を進めてきておりますが、今後、改定の予定しているところでございます。

今般の都立公園を取り巻く状況といたしましては、新型コロナウイルス感染症との共存や多様性と包摂性に富む持続可能な社会等の構築。

先生、よろしいでしょうか、オンラインで参加されている委員の先生方、大丈夫でしょうか。

はい、続けさせていただきます。

そういった社会状況の変化が求められておりました、気候変動、社会経済活動に伴う自然環境の変化など、災害の激甚化、少子高齢化の進展、東京2020大会のレガシーの継承、DXの推進など、様々な点からこれまでにない大きな変化が生じてございます。さらに、来年、令和5年には都市公園制度の創設や、最初の都立公園が開園してから150年を迎える機会ともなっております、このような機会を捉えて、これからの都立公園の目指すべき姿や果たすべき役割等を明らかにするため、今回、諮問させていただいたところでございます。

本日は、現在示しております1から5、この項目に順に沿いましてご説明をさせていただきます。

まず、1番、東京都の総合計画でございます。東京都による施策の方向性についてお示しいたします。

東京都では総合計画といたしまして、令和3年3月に「未来の東京」戦略を策定してございまして、2040年代の目指す姿として、ご覧のような20項目にわたる姿を示してございます。多様な機能や役割を持つ都立公園におきましては、多くの部分で関わっていくことになるかと考えてございます。

続いて、同じく「未来の東京」戦略の内容となっておりますが、先ほどの将来の姿を念頭に置きまして、2030年に向けて具体的に取り組む戦略として21項目の戦略が掲げられており、こちらにつきましても多様な機能や役割を持つ都立公園については、多くの部分で関わっていかねばならないというふうに考えてございます。

続きまして、2番の都立公園を取り巻く社会状況でございます。

まずは国の施策の動向についてご紹介させていただきます。特に都立公園を取り巻く社会状況の中でも主だったものとなります。

まず、都立公園とも大きく関係いたします都市公園法でございます。こちらにつきましましては、2017年に一部改正、施行されて、新たな制度や考え方が取り入れられてございます。

また、新型コロナウイルスを契機としたオープンスペースの今後の方向性として、グリーンインフラとしての効果を高めたり、また、柔軟な活用をしていくことなどが示されてございます。

続きまして、国土交通省のほうでは、都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会が開催され、2022年10月に提言がされてございます。

こちらでは三つの重点戦略として、公園を新たな価値創出や社会課題解決の場とすることや、使いこなす仕組みを整えること、担い手を広げ・育てることなどを掲げ、七つの具体的な取組を示されてございます。

続きまして、ここからは現在、画面に示しております一覧となっております事項につきまして、現在の状況等につきまして、順次ご説明をさせていただきます。

まず、みどりの状況でございます。ここでは東京のみどり率、あるいは公園面積、都市計画公園緑地の供用状況を示してございます。

東京のみどりは全体としては継続して減少傾向にございますが、公園が唯一増加している傾向となっております。

そうしたことから、今後も公園の整備を進める必要性は高いというふうに考えてございますが、世界とも比較いたしましても、東京の公園は依然として少ない状況でございます。また、未整備となっている都市計画公園緑地も存在しております。こうしたことから、継続して計画的な公園整備の推進を進めていくことが必要とも考えられます。

続きまして、自然環境と生物多様性でございます。

左の図のとおり、東京都は面積は他の都道府県と比較し狭い面積となっておりますが、東西に、西側は山地から東側の都心に向け、海辺近くの低地まで様々な地形がございます。こうした地形等の自然基盤による多様な自然環境が形成されてございます。

また、都民意識においても、生物多様性の重要性は認識されつつあるところではございますが、多くの方は行動に移すまでには至っておらず、今後、保全の取組とともににより一層の普及啓発や機会の提供などが必要と考えられます。

続いて、気象状況についてとなります。



地球規模での気温上昇や都市化に伴うヒートアイランド現象などにより、東京の気温も上昇傾向でございます。こうした状況が続きますと、都民生活や自然環境など様々な面での影響が懸念されるところでございます。

公園の緑が持つ炭素吸収源、あるいは気温低減させるような機能や役割、こうしたものを生かすとともに、公園での再生エネルギーの活用などが必要と考えられます。

続きまして、風水害による影響でございます。

先ほどの気象状況の変化に伴って風水害も大きく変わってきてございます。豪雨の発生が増える傾向にありますとともに、広域的に見ますと、東京都は東京湾に注ぐ大河川の下流部に位置してございまして、河川氾濫のリスクも抱えております。特に23区東部を中心とする低地帯では、大規模な浸水ということも想定されております。

公園にある緑や自然基盤が持つ浸透能力、あるいは貯留機能、こうしたものを生かすとともに、風水害時にも寄与するような役割や機能、こういったものを考えていく必要があるかというふうに思います。

続きまして、地震への対応でございます。

今年5月に首都直下地震などによる被害想定の見直しが行われました。これまで様々な面から地震災害対策が進められておりますが、依然として被害は甚大なものが想定されております。また、災害時における都民一人一人の防災意識も大切でございます。

こうした中で、公園は避難場所など震災時の重要なオープンスペースともなっており、また、救出救助の拠点ともなっております。こうした機能向上を図るほか、防災に関する普及啓発を進めていくことも必要と考えられます。

次に、歴史文化や観光に関する状況でございます。

東部都を訪れる旅行者数は新型コロナの一時的な影響はございますが、国外から東京への観光旅行については、非常に関心が高い状況となっております。

また、その魅力として、特有の伝統文化や自然環境などが魅力とされており、公園といたしましても、東京の魅力、あるいはその資源としての役割、こうしたものを考えていく必要があるかと考えております。

次に、社会状況の把握において基礎ともなる都民人口の推移でございます。地方など国内状況とは時間軸は異なりますが、東京も2025年には人口減少の分岐点を

迎えることとなり、少子高齢化も一層進行することが想定されております。また、外国人人口は増加し、国籍も多様化してございます。

こうした中、様々な年代や多様な人々全てが心身ともに健康、あるいは快適に過ごせる、そんな社会をつくり上げることに公園が寄与していくことが必要かと考えてございます。

次に、健康維持と運動の習慣でございます。

身近な運動の場として公園が広く活用されており、公園の運動施設でのスポーツ利用も促進しながら、気軽に軽い運動なども含めた健康づくりの場となる環境づくり、こうしたものも公園において必要な機能かというふうに考えております。

次に、コミュニティや居場所についてになります。

新型コロナにより日常生活や健康状態、家族以外とのつながり等につきまして、一定の割合で悪くなっていると感じる人がおります。

また、東京は全国と比較しても単身世帯が多いですが、それもさらに年々増加傾向を示しております。

こうした中、大人だけでなく子供たちを含めて居場所やつながりなど、人として身近で気軽に交流できる場や機会の創出、こうしたものが必要かと考えられます。

続きまして、「新しい日常」への対応です。

新型コロナを契機としまして、様々な面でこれまでに経験のない生活や暮らしの変化を体験しているところです。これからは「新しい日常」が定着した社会の構築が必要となっております。

コロナ禍におきまして、より生活を重視することへの変化、意識、そういったものが見られますとともに、自宅の近くにある身近な公園においては利用者が増加し、また、身近な緑、公園、その重要性を再認識いただいているような状況となっております。

こうした生活の変化に対応して、柔軟で充実した空間づくりなども公園に求められることになるかというふうに考えられます。

続きまして、都政モニターアンケートでございます。

今年6月に約500名の都政モニターを対象にしたアンケートを実施いたしました。その結果についてご説明いたします。

まず、円グラフですが、利用頻度を示しております。ほぼ毎日から週に1～3回、月に1～2回程度までを含めると、約4割の方が都立公園を利用されているということです。比較的多くの方が日常的に利用されているのではないかというふうに考えられます。少ないですが、年に1～2回までを含めると、全体では約9割となり、都立公園の存在というものは多くの方に理解されているようですが、より一層都立公園がふだんの生活に溶け込み、時間を過ごしていただけるようになるなど、より一層に身近なものになるように考えていく必要があるとも言えます。

続いて、モニターアンケートの内容になります。公園に対する都民意識とその変化となります。

左側が今回調査となっておりまして、右側にほぼ同様の調査、約20年前となりますが、実施しております。

まず、上のほうですが、都立公園の利用目的に関するアンケートです。今回の調査では、散策が最も多く7割程度の方が回答しております。次いで花や鳥などの動植物の鑑賞、続いて、のんびり過ごすことなどが多い回答となっております。

こうした傾向につきましては、20年前と比較いたしますと、選択肢の回答や内容が若干異なるところもございますが、やはり、ほぼ同様の回答となっており、都民の方が利用する目的については大きく変わりが無いという状況と言えます。

また、下のほうになりますが、都立公園に期待する役割としてアンケートを採ってございます。20年前とも比較いたしますと、ほぼ同様に緑、あるいは景観、そういったものを重視したい、あるいは生き物に関するもの、こういったものが重要視されてございます。

20年前の選択肢にはなかったものですが、今回、公園の役割の一つとして防災という観点もございます。そういったところを選択肢としたところ、防災に期待する面、これも非常に多くの都民が期待を寄せている結果となっております。

続きまして、これまでの都立公園の取組と成果でございます。

諮問の趣旨でもご説明いたしました。都立公園では、整備や管理運営の方針といたしまして、パークマネジメントマスタープランを策定してございます。その取組状況や成果についてご説明いたします。

パークマネジメントマスタープランでは、都市の魅力、防災、環境、生活といった四つの基本理念を定め、その実現に向け各理念に沿って合計10項目のプロジェクトとする取組を設定し、展開してございます。

まず、一つ目の基本理念1、都市の魅力を高める公園でございます。ここでの取組事例として、まずは観光拠点に向けた取組でございます。主な取組といたしまして、歴史ある都立公園でもある上野恩賜公園や日比谷公園で再生整備に取り組みますとともに、都立公園全体的に段差解消などバリアフリー、あるいはトイレの洋式化、多言語化を進めております。また、障がいの有無にかかわらず遊べる遊具広場、様々なユニバーサルデザインに向けた取組を進めてまいりました。

引き続き、東京の歴史や文化を伝える公園整備やバリアフリーなど、公園の特性や快適性を向上させ、2020大会のレガシーの継承も必要かと考えられます。

続いて、同じく都市の魅力を高める公園でございますが、そのほかにも文化財庭園の保全、あるいは文化財庭園内の施設の復元に取り組んできましたとともに、その魅力発信を行ってございます。引き続き適切な保全や再生などを行い、次世代への継承が必要と考えられます。

また、民間のノウハウを生かし、Park-PFI制度の活用やカフェ等の飲食施設を設置いたしますとともに、指定管理者による効果的な管理運営につながる取組を進めてまいりました。

引き続き、官民連携による柔軟な公園活用に取り組んでいく必要があると考えられます。次に……。

○斎藤委員 聞こえなくなりました。

○坂下計画課長 斎藤委員、聞こえますでしょうか。

○斎藤委員 今、5秒ぐらいずっと聞こえない状態、もたついた音で。今は大丈夫です。

○坂下計画課長 大丈夫でしょうか。

○斎藤委員 ちょっと前から繰り返していただけると。

○坂下計画課長 1ページ前に、戻らせていただきます。

都市の魅力を高める公園の中での取組事例です。

文化財庭園の保全や施設の復元に取り組んでまいりました。また、その魅力発信を行ってございまして、引き続き適切な保全や再生などを行い、次世代へ継承していくことが必要かと考えられます。

また、民間のノウハウを生かしまして、P a r k - P F I制度の活用やカフェ等の飲食施設を設置いたしますとともに、指定管理者による効果的な管理運営につながる取組を進めてまいりました。

引き続き、官民連携による柔軟な公園活用に取り組んでいく必要があると考えます。

続きまして、基本理念、二つ目です。高度防災都市を支える公園の取組事例でございます。

主な取組事例として、これまで非常用発電設備やソーラー照明など、防災施設の整備を推進してきております。また、東部低地帯の浸水に備えた高台まちづくりの一環として、スーパー堤防事業などとも連携した篠崎公園の整備にも取り組んでございます。

引き続き、いざというときの備えとなる防災機能、これをさらに拡充するとともに、気候変動等に伴う風水害への対応も検討していく必要があると考えます。

また、安全・安心な公園づくりのために公園施設や園地等の適切な維持管理、こういったものを実施してきております。

さらに、快適性や安全が保たれるよう継続して維持管理を進めていく必要があると考えます。

続きまして、基本理念の3です。生命を育む環境を次世代に継承する公園の取組事例でございます。

こうした環境の視点からは、まず、公園自体が緑という役割を持っておりまして、公園の着実な整備に取り組んでまいりました。現在では合計83公園、約2,050haまでの規模となっております。

また、公園においては、公園ごとの特性に応じて多様な自然環境を創出するとともに、自然体験や環境学習の場といたしまして、また、ボランティアなど都民協働による管理にも取り組んでまいりました。

引き続き、東京の緑の骨格となる公園の拡張整備を一層進めていき、多様な自然環境の創出、保全、また近年拡大するナラ枯れ、こうしたものへも対応していく必要があるかと考えております。

続いて、四つ目の基本理念です。豊かな生活の核となる公園の取組事例でございます。

花壇づくりなど、公園の魅力を高める取組、あるいは子供の育成、子育て支援につながるような取組を実施してまいりました。また、都民が気軽に運動やスポーツを楽しめる機会、こうしたものも公園で提供してございます。

また、パートナーシップ推進プロジェクトといたしまして、様々なツールを活用した公園情報の発信や多様な主体との連携による公園の管理運営に取り組んできてございます。

さらなる魅力の向上やデジタル技術を活用した効果的な発信とともに、都民や地域との連携を強化していく必要があると考えます。

本日は公園を取り巻く状況、また、都におけるこれまでの取組、成果などについてご説明させていただきました。本日のご用意した資料の説明は以上となりますが、これから委員の皆様方の議論の足がかりとするため、参考までに公園の持つ従来からの基本的な機能・役割に加えて、さらに強化・充足すべき事項として考えられるものの一例といたしまして、ここに検討の視点、例として取りまとめさせていただきました。

左上からいきますと、これまでも取り組んでおりますが、さらなる生物多様性の保全に一層取り組む必要があることや、ますます激化する地球温暖化やヒートアイランド現象への対応、また、利用する観点からはインクルーシブ社会にも寄与する公園も必要と考えてございます。

また、様々な公園がある中で、東京の歴史や文化も継承していく役割があるかというふうを考えます。

また、人中心の歩きやすいまちづくりをつくっていく中では、様々な歩道や周辺の民間の空地とも連携して、公園は歩きやすいまちづくりの拠点となるというふうを考えられます。こうした機能を充足させる役割も必要かと思えます。

反時計回りにいきますと、さらに少子高齢化が進んでいく中では、子供を育てる場、子供が実際利用することもそうですし、子育てをする場としても公園がより一層活用されるべきであるかというふうを考えます。

また、都民全体のウェルビーイングの向上、健康づくりだけでなく心身の心も含めた健康、あるいは、人々のつながりを生み出すことにも貢献する必要があるかと思えます。

その上となります。コロナとこれから共存していく社会となっていく中では、この「新しい日常」への対応も求められます。

また、公園の持つ災害時の機能として、震災対策についてはこれまでも積極的に進めてまいりましたが、さらに拡充することともに、最近激化しております風水害にも公園が寄与していく必要があるかと考えております。

こうした様々な機能を持つ公園、特に東京の緑の中でも都立公園が占めるウエートが大きいので、やはり、公園がこういった機能をさらに発揮させていく必要があるとともに、これらの機能の実現に向けては、多様な主体との連携、都民や地域、民間事業者、NPO、様々な方との連携が必要でありますとともに、デジタル技術の進展に伴います技術力の活用、あるいは広くSDGsに関わる取組、こうしたものを推進してまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、今回諮問しました事項につきましての今後の検討スケジュールにつきましてご説明させていただきます。

本日11月25日、諮問をさせていただきます。今後3回程度の審議を予定してございます。中間のまとめ案を取りまとめた後、来年春頃に都民意見の募集、いわゆるパブリックコメントを実施したいと考えてございます。その後、6月頃をめどにいたしまして、答申をいただければというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、主だった資料にてご説明させていただきましたが、不足する点もあるかと思いますので、資料に関するところ、または資料にもとらわれず、各委員のご専門の観点や、また、日頃からの公園利用や公園にお気づきの点などからご自由にご意見を頂戴いたしまして、次回の議論につなげていきたいというふうに考えております。

つきましては、これからの都立公園の目指すべき姿や果たすべき役割等を明らかにしていくため、先ほど27ページで検討の視点例というものを参考までに示させていただきましたが、より重視すべきもの、または不足するもの、あるいは充足させるべきもの、こうしたものを委員の皆様方からご意見いただきたいというふうに考えておりますので、ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上となります。

○高梨会長 ありがとうございました。

ただいま一番最後にご説明いただきましたように、検討のスケジュールが年度内に中間のまとめをするということをごさいます、それまで今回も含めて4回の審議ということをごさいます。今回は初回でございますので、いろいろな観点から忌憚のないご意見をいただければということをごさいます。

ご意見をいただく前に、本日、ご欠席の委員の方からのご意見をいただいているようでしたら、事務局より紹介をお願いいたします

○坂下計画課長 私のほうから欠席委員からのご意見、預かっておりますので、ご紹介させていただきます。

まず、押田委員からのご意見です。3点ございます。読み上げさせていただきます。

人口減少による財政への影響なども踏まえて、公園の質や安全性をどのように確保していくかという視点も必要ではないか。

二つ目といたしまして、都立公園だからこそその視点による検討が必要です。視点の一例として、パークツーリズムの展開を見据えた観光等が挙げられるのではないのでしょうか。

三つ目です。地域との協働や関わりといった部分は、さらに深めていく必要があると思います。

以上です。

続きまして、羽山委員からのご意見でございます。大きく分野として3分野についてご意見をいただいています。

まず、一つ目、生物多様性の保全についてです。都立公園内及びその周辺における生物多様性の現状について、最新データが必要であり、そのデータに基づき保全対策の行動計画を立てて実行すべき。また、動物園や植物園を生物多様性保全の拠点として位置づけ、生息域外保全だけでなく、生息域内保全の事業も拡張すべき。

二つ目の事項です。防災対策についてです。グリーンインフラの整備とそこでの生物多様性保全を一体的に進めるべき。

また、都内では、犬が約55万頭、猫が約107万頭、平成29年度の数値でございます。こうした犬猫が飼育されており、都民だけではなく、動物の避難所としての機能も整備すべき。

三つ目といたしまして、都民のウェルビーイング向上について、ワンヘルスの普及に伴ってウェルビーイングの達成には人と動物と環境を一体的に考えること、ワンウ



ェルフェアが重要視されているので、生物多様性の保全に加えて、家庭動物にも利用しやすい公園整備が必要。

羽山委員からの意見は以上になります。

欠席委員からの意見はこれで全てとなっております。

○高梨会長 ありがとうございます。

多面的なご意見をいただいているところでございます。

これから1時間ほどかけて各委員の方々からご意見をいただきたいと思います。特に今日、27ページ、スライドでいくと25の中で示されました検討の視点、これで足りているのかというようなこと、さらに違った方向でもっと見ていったほうがいいのではないかなど、いろいろあろうかと思しますので、こういったことを中心としてご意見をいただきたいと思いますが、それにこだわらずに幅広くご発言をいただければありがたいと思います。

それでは、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでございませうか。

梅沢委員、どうぞ。

○梅沢委員 都民委員の梅沢です。よろしくお願ひいたします。

世界に誇れる都立公園を目指すという観点から意見及び提案を三つほど述べたいと思います。

まず一点目は、インクルーシブな公園づくり、これは27ページの検討の視点に記載されています。ぜひとも、全83か所、今3か所はもう進めておられるということなので、あと80か所、ぜひ進めていただきたいと思ひます。欧米では既にインクルーシブパークというのは一般的な公園づくりの基本となっています。

実は先日、私、インクルーシブパークの一つである世田谷区砧公園に行つて、実際に触れて、見てきました。2020年3月にオープンした「みんなのひろば」にそれを見ることができたんですけども、一番感心したのが、複合遊具にはスロープが設置されており、車椅子とか障がいのある子も健常者と一緒になつて遊べる構造となつていた点です。今までの公園の概念とは基本的に考え方が違ふなと感ひしました。また、各遊具の周辺は、弾力性のあるゴムチップが敷いてあつて、通路の固い路面と段差がないということです。万が一、幼児が転んでも大きなけがをしない工夫がしてありました。

これはたまたま、よちよち歩きの子を連れた若いお母さんが二、三人いましたので、この公園の印象を聞いてみました。一緒に子供と一緒に楽しむことができ、何よりも安心して子供を遊ばせることができるとの返答がありました。

また、ここより少し離れたファミリーパークというエリアには起伏のある広い大地が全面芝生になっており、そこには犬、自転車が進入禁止となっています。ここが一つのポイントなんですけども、そのせいか、日だまりの中で、芝生に直接寝そべっている人が結構いたんですね。まるで欧米の公園を見ているような感じを受けました。

とにかく樹木が非常に多いですね、砧公園は。都心なのに自然環境に恵まれているなど感じました。

これからの都立公園は「インクルーシブな公園」を有し、「芝生・樹木・水」のある自然豊かな広い公園の存在が、都会に”潤いのある空間”をもたらすことに必要であると思います。ぜひとも砧公園をモデルに全都立公園もインクルーシブ化を図ってほしい、これが1点目です。

2点目は、情報発信の重要性についてです。

都立公園は全部で83か所あります。しかし、このことを知っている都民はどのぐらいの人がいるでしょうか。私自身も認識不足があったかもしれませんが、審議委員になる前は、せいぜい十数か所ぐらいかなと思っていました。それどころか、区立公園との違いさえも分かりませんでした。

83か所それぞれの公園には特徴があると思います。例えば、10ページに記載してある野山北・六道山公園は都立公園の中で最大の広さを有していること、その中には日本の原風景である里山があり、江戸期の民家、湧水、田んぼがあり、多くの生物が存在しています。また、同じ10ページには水族園、鳥類園がある海辺に近い葛西臨海公園が記載されています。このように各公園には、それぞれ違った特徴があります。

実は私は都立小金井公園内の江戸東京たてもの園でボランティアガイドをしております。コロナ前にはそれこそ世界中から、ヨーロッパから南米から世界各国から観光客、外国の観光客が来ました。ガイド中に、なぜ江戸東京たてもの園に来たのか、数組の外国人に聞いたところ、一緒に東京の古い文化、江戸期に建てられた建築物、歴史を物語るような古いものに接してみたい、見てみたいという思いからとの返答がありました。江戸東京たてもの園はほとんどSNSで知って、世界各国から来ているわ

けなんですけれども、中でもかやぶき農家が皆さん大変気に入りまして、いつまでもい  
ろりの火を眺めているのが印象的でした。

これはまさに27ページに記載されている検討の視点、歴史と文化の継承、発信に  
つながると思います。

そこで、まだまだ知られていない都立公園83か所のそれぞれの特徴を前面に出し  
て、各公園で不定期に行われる音楽祭などの各種イベントとあわせて、定期的に国内  
外に広くSNSなどを使って都立公園の隠れた魅力を紹介していくことが必要だと思  
います。

○高梨会長 梅沢委員、発言中、ご協力お願いします。時間の関係で、簡潔にご発言  
いただきたい。いろいろお話ししたいことはいっぱいあるかと思いますが、ほかの  
委員の方も含めて、今日、ご発言いただきたいと思っておりますので、ご協力のほど  
お願いいたします。

○梅沢委員 話したいことがいっぱいあるので、申し訳ないです。もうしばらく我慢  
していただきます。

こういったこともありますので、以上の情報発信を積極的に行っていただいて、都  
立公園の存在意義を広く国内外に知らしめる必要があると思います。

3点目に、検討の視点に是非付け加えてもらいたい事項が、高齢者の居場所づくり  
です。現在ある売店をちょっと変形したもので、「憩いの館」をつくることを提案い  
たします。現在ある売店の中に付随して高齢者のくつろげるスペース、テーブル、椅  
子はもとより、畳のある和室を設けて、そこで囲碁・将棋もできたり、新聞・雑誌も  
読める、もちろん建屋の中に売店も併設するという空間づくりを進めていただきたい  
と思います。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

特段事務局から説明することもないと思いますので、皆さんから思いのたけを語っ  
ていただくというような形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、斎藤委員から手が挙がっておりますので、斎藤委員、お願いいたします。

○斎藤委員 斎藤です。

都立公園なんですけれども、区立の住区基幹公園と都立基幹公園の関係性という意  
味では、子供を育てるとか、今あった高齢者もそうなんですけれども、例えば、園庭

を持たない保育所がすぐ目の前に都立公園があれば、当然、体育公園のように使うわけですね。そういう意味で、都立の公園というのは区立の公園も含めて整備・管理について、結構イニシアチブを取れる立場なんだと思うんです。特にデジタル、DXとかもそうなんですが、今、公園がすいているのかとか、時間とか空間的に、キャッチボールをしたいけど、子供たちが来ているとか、そういうのも含めて、そういう例えばアプリを開発するにしても、区単位というよりは東京都全体で身近な近くにある公園から、いわゆる大規模な都市基幹公園という関係性を検討する部分というのが、大規模な公園が多いわけですけど、これからの新しい都立公園では、整備管理という意味で、いろいろな工夫ができるので、そここのところの考え方というのは整理していただけるといいのかなというふうに思いました。

もちろん、27ページに出ているこれらのものの中に全部折り込むことなんだと思うんですけども、区立との関係性というものを主体的にぜひ検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、ウェブのほうで一ノ瀬先生から挙手がございます。その後、西川先生、八塩先生にご発言をお願いしたいと思います。

まず、一ノ瀬先生、どうぞ。

○一ノ瀬委員 ありがとうございます。

ビデオを切ったままお話ししようと思います。私からは4点ほどあります。

まず、最後の1枚に出てきている生物多様性、非常に大きく位置づけていただいて、本当によいことだというふうに思っております。

ちょうど私、今、生物多様性の東京都の地域戦略のほうにも関わっているんですけども、そろそろ戦略が固まるタイミングでもありますので、ぜひ連携いただければなというふうに思っています。

そういった意味で、今日、文言は出てこなかったんですけども、多分検討されているというふうに想像しますが、環境省が今OECM、あるいは日本的な言い方としては自然共生サイトというふうな言い方になりますけれども、今後増やしているということ、30 by 30の実現に向けてこれから鋭意やっていくことになりますので、

これまでで言えば、いわゆる自然保護のためにつくったわけではない都市公園もそういった対象になってきますので、ぜひ、そういったOECM、自然共生サイトとしての認定が受けられるような検討をいただければなと思っています。

次、2点目です。インクルーシブな公園づくりと、あとは観光の推進に係るかと思いますが、もしかしたら、途中でも言われていたような気もするんですけども、ぜひ、海外の方がいらっしゃる、あるいは居住している方も東京の場合には非常に多国籍になっておりますので、公園の多言語化というのをぜひ推進していただければなと思います。

その場合も、もちろん検討されていると思いますが、DXというかデジタル技術を使った手法というのがありますので、併せて検討いただければと思っています。

それから、グリーンインフラも今回すごく大きく位置づけていただけていて、これからの検討に本当に期待をしているところです。

ちょっと細かいところですけども、風水害の対策のところ、もちろん公園が浸透機能を果たすというのは非常に大きなところなんですけれども、ただ集中豪雨のような場合には、もう浸透できる量というのは、どうしても上限がありますので、その後はどれだけ一時貯留ができるかということになります。これは必ずしも遊水地を作るというような意味ではなくて、あるいは大きな箱を、貯水ますを作るわけではなくて、本当に数センチ、敷地にためられるだけでも、実は流出を抑制する、流出速度を抑制するという機能もありますので、ぜひ、その辺りも検討いただければと思っています。

最後、4点目です。今回、国のほうもそうだと思いますけれども、DX、デジタル技術を活用していくというのが大きなポイントになるかと思っています。先ほど、斎藤先生もおっしゃっていましたが、特に公園の利用状況、これは多分、歩きやすいまちづくりと、あとは新しい日常に係るんだと思うんですけども、今も画像を使ってどのぐらいの人が使っているというようなことをリアルタイムでも簡単に計測ができますので、そういったものをぜひ組み込んで、実際、今混んでいるとか、あるいは、逆にモニタリングという意味では、どういうところはよく使われているんだけど、ここは使われていないみたいなことを、その後、いろいろな計画の改定を行っていくときにも使えますので、ぜひ、リアルタイムで計測できるようなものを組み込んでいただければなというふうに思います。

私からは以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして西川委員、よろしくお願いいたします。

○西川委員 西川です。よろしくお願いいたします。

先ほど、梅沢委員のほうからも出ましたけれども、高齢者の居場所づくりというのは、今後、社会の高齢化に伴って独居の人がますます増えていくであろうという、そういう状況の中で、大変重要なキーワードになってくると思います。一人で行っても楽しめる公園ということコンセプトに、人と交流したり、つながりをつくれる場所としての取組を今後ともぜひ続けてほしいと思います。

居場所という観点からも、後半のほうに出ていましたが、民間の力を活用したカフェの設置というのは、とてもよい試みだと思いました。

例えば、11月に浮間公園で開催されたマルシェの様子を画像で拝見したんですけども、物品の販売やスポーツ体験やワークショップなど盛りだくさんのイベントがあって、にぎわいと交流の形成につながるすばらしい公園の利用方法であって、こちらから民間との共同運営の利点を生かしながら、今後とも定期的で開催していただければと思いました。

それから、もう一点、先ほども出ておりましたが、日本の伝統や歴史やその文化と都立公園の関わりというのは、外国人の方のほうが結構詳しいんじゃないかと思うんですが、私たち日本人の利用者にはあまり知られていないのではないかと思います、その辺りの情報発信の必要性というのも感じました。

憩いの場とか散策の場として公園があるというのは、日本の治安が非常によいというあかしでもありますので、外国の方に対してはその辺りの情報発信というのもぜひお願いしたいと思いました。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして八塩委員、よろしくお願いいたします。

○八塩委員 ありがとうございます。

東洋学園大学でマーケティングを教えております八塩圭子と申します。

そのマーケティングの観点からというところもありまして、主にP a r k - P F Iに関連した点について述べさせていただきたいと思います。

まず、一つは質問です。建物が公園の中にできると、先ほどもカフェという話もありましたが、できる場合がありますが、公園の中にある施設なども公園面積に入っているのかどうかということです。

この公園審議会では緑地を増やしましょうというふうにお話をさせていただいていますが、その中で緑地の面積の増減だけでなく、公園の中の施設の面積の推移なども次回までにデータをいただけますとありがたいなというふうに思います。それが質問でした。

そして続いて提言なんですけれども、P F Iで民間のアイデアを活用することはとてもいいと思いますが、やはり、緑と施設とのバランスの問題というのは、いま一度考えるべきで、その割合がどのぐらいというような感じでルールを定めるなりしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

といたしますのも、明治公園のケースについてお話しいたしますが、この審議会でも提言させてもらいました。明治公園の計画案がちょうど今、地元で説明会が行われたということで、私の耳にも入ってきたんですが、その説明会では反対意見が続出して時間切れで終わってしまったというふうに聞いています。なぜそんなふうになったのかということですが、このP F Iの事業者の選定は公正に行われたと思いますし、そこに口出しする立場ではありませんけれども、明治公園については3階建ての建物ができ、17メートルのフェンスができ、そこに浴場施設、お風呂なんですかね、シャワーとかの浴場施設ができ、飲食店や物販などが複数できるというようなアイデアだということで、公園審議会で審議していたときの公園のイメージとかけ離れていまして、公園整備というより再開発という印象に思えてしまいました。

明治公園は、ちょっと特殊な場所ではあると思うんですけれども、公園によってまちと一体化している公園なのか、広大な公園なのかでも意味合いが変わってくると思います。ですけれども、まちの中でこそ緑を豊かにするという公園審議会の趣旨でもありますし目的でもあります、公園本来の目標や原点を忘れてはならないなというふうに思います。ですので、公園とうたう施設の中では建物、施設の割合というところを、ある程度制限すべきではないかと思えます。

先ほどのアンケートにもありましたが、公園はみんなの気持ちの中で、緑でくつろぐところが一番なわけです。カフェなどの飲食スペースで便利であるということも要望ではありましたが、あくまで公園の一部としての施設という認識だと思いま

す。ですので、公園のイメージとかけ離れた開発計画というのは、やはり、地元の理解が得られにくいんだと思います。

ですので、P a r k－P F Iを公園に取り入れる場合は、そのメリット、民間のアイデアを活用して施設をつくって、そこから上がった収益で公園全体の管理も行えると。だから、ある程度、人を集められる提案になることは仕方ないわけで、それもサステナブルであるということです。それをいま一度理解していただく努力をすべきであると思います。であると同時に、公園のイメージから逸脱しない程度の施設にとどめるべきではないかというふうに思います。

明治公園で地元の説明会で反対に遭ってしまうというのは、公園審議会の審議で提案してきた立場として非常に切ないなと思いますので、この辺りはバランスを取る必要があるのではないかという意見です。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

まず、ご質問のあった点、事務局のほうから説明いただけますか。

○坂下計画課長 今、八塩委員からご質問のあった建物の面積が公園の面積に含まれるかということでございますけども、公園面積自体は緑や、あとトイレとか遊具、様々な公園施設がございますが、それらも含めて全体として公園の面積というふうにカウントしてございます。

また、ご意見でもございました建物の割合を制限すべきということにつきましては、都市公園法、あるいは私どもの都立公園条例、その中で一定の建物の建築できる面積の割合、こういったものが規定されているところでございます。

以上となります。

○高梨会長 建物の取扱いはそういうことでございますので、しっかり法律なり条例で上限が決まっているということでございますので、後のご提言にあった内容については、まさにこれは地元の方が望まれる公園の内容と民間事業者を取り入れて利便性を高めようというところのバランスの問題だと思いますけれども、これについて、この場でどうこうということではございませんので、ただいま八塩委員からのご発言の点も含めて、ある時期に、公園審議会のほうにご報告いただくようお願いしたいと思います。

そういうことで、八塩委員、よろしいでしょうか。



○八塩委員 はい、よろしいです。よろしくお願いいたします。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは続いて、坂井委員、どうぞ。

○坂井委員 石川さんが先だったと思いますけれども、すみません、では坂井がお話しさせていただきます。

1点目は検討の視点でして、1点はお願いです。

検討の視点、私からは、まちづくりの視点ということが、今ある全ての根底にはあるとは思いますが、入れていただきたいと思えます。どうしても公園は緑地を保全するとか、守る姿勢が今まで強くて、ここまでたくさんの公園を確保してきたと思うんですね。もちろん、それは非常に大事だし、これからはしていかなきゃいけない。ただ、もう少し俯瞰的に見ると、都市の中で公園の果たす役割……。

○高梨会長 すみません。坂井委員、今ちょっと音声が入切れているんですけど。

○坂下計画課長 坂井先生、こちらの声は聞こえますでしょうか。

○坂井委員 非常に大きな部分があります。いろんな視点でまちづくりの、ほかの部署との連携をぜひ進めていただいて、都市の要望や課題に対して公園が非常に有効に使われるというようなことも視点としてあると思っております。

もう一つは、パークマネジメントマスタープランはつくられてから7年ぐらいたっていると思いますが、前回のレビューを早い時点で提示していただきたいと思っております。プロジェクトが1から10まであって、それもまた枝番で細かく分かれていますが、この審議会でも可能な限りレビュー、この7年間でどんなことをしたのかということを見せていただくと、議論もしやすくなるのかと思いました。

ありがとうございます。

○高梨会長 坂井先生、ありがとうございました。

ちょっと前半の音声が入切れてまして。まちづくりの視点をもっと持ったほうがいいということで、公園が周辺のまちづくりの基盤としてもっと活用されるような方向性というか、そういうことを心がけてほしいと、こういうようなことでよろしいでしょうか。

○坂井委員 そのとおりでございます。ありがとうございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、石川委員、よろしくお願いいたします。

○石川委員 横浜市立大学の石川と申します。聞こえておりますでしょうか。

○高梨会長 聞こえております。

○石川委員 それでは、私自身は都市防災が専門なので、防災の話を何点かと、あとバリアフリーについてお話ししたいと思います。よろしくお願いします。

まず、防災の話のなかでなかった視点としては大規模地震発生時の都心部等での多数の帰宅困難者への対応があります。地震発生の時刻や火災の発生の有無により異なりますが、通勤者よりも観光や買物等で帰宅困難になった方たちに一時的にどこに留まってもらうかというような話のときに、帰宅困難者の一時滞在施設では間に合わず、公園等の屋外の安全な場所にいったん移動してもらうということも考えられます。

防災分野で話し合われていることと公園や緑の分野で話し合われていることの連携も必要で、こういった計画への記載も必要かと考えます。その辺も次回以降の話し合いや情報整理を事務局で確認しておいていただきたいと思います。

あとは、先ほどペットの避難の話もありましたけれども、ここ数年で災害時のペットの避難方法は全国的に検討が進んでおり、避難所だけで解決するのは難しいという指摘もあります。公園でも災害時のペットも含めた避難の話やそのための事前の準備や訓練について考える必要があると考えております。

三つ目は、P F Iの話が出ていましたけれども、カフェとか、そういったものを考えたりする中に、フェーズフリーという、要は防災時も日常時も使えるというか、そのような視点で災害時のことを考えてP F Iのところを検討していただきたいです。

また、先ほど八塩委員だと思いますけれども、P F Iのときに実際に考えていたものとかかなり違うものになってしまうというお話がありました。例えば、行政側が募集するときに民間提案についての要綱やガイドラインを作って、すり合わせや協議もある程度必要なのではないかと感じます。

例えば、横浜市など、民間の力の活用でも募集側の意図と民間の提案のイメージが大きく異ならないようにするなど調整しているようです。民間の自由な発想力も必要ですが、緑と開発のバランスなど重要な点については、ある程度の誘導やすり合わせも必要かと考えます。

加えて先ほどのD X化の話で、公園の混雑の可視化の提案がありましたが、災害時にも活用できるとよいかと考えます。グリーンインフラについても重要な点ですので、今後議論できたらと考えます。

最後に、インクルーシブな公園については、これはまちづくりの観点からも、今までも多分行ってたかと想像しますが、計画段階から、例えば障害当事者や公園の周辺の居住者や利用者との議論のプロセスを大切に、市民参加の中でつくりあげていくことが大切だと考えます。例えば、一例として挙げれば、車椅子も進化して大型化や速度化しており、インクルーシブなまちづくりの基準も、そういった近年の状況にあったものにするなど、技術的にも整理していく必要があると思います。ぜひ、そういったところも踏まえて、参加型のインクルーシブな公園づくりということを考えていただきたいなと思います。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございました。

柳井委員、どうぞ。

○柳井副会長 柳井でございます。

時間がほとんどないので、簡単に。

まず、坂井先生のおっしゃった公園とまちづくりということに対して私も賛同いたします。これはまちづくりというと、もっと幅広いかもしれないんですけど、例えば生物多様性に関しても、公園だけよくなってもしょうがなく、地域の中でどういうふうに公園が役割を果たすのかとか、公園がそういうふうに取り組んだことによって地域の生物多様性がどう向上したのかとかですね。やはり、地域との関係、公園だけがよくなるんじゃなくて、地域がよくなるよということをかなり意識したほうがいいのかなというのが1点目です。

それから、2点目は、検討の視点でいろんな視点が出ているんですけど、これは多分個別の視点としてあり得ると思うんですけど、実際の取組としては多分一つの試みというのがいろんな複合的な波及的な効果を持ち得るというのが緑とか公園のよさだと思っています。例えば、里山管理をすると。それによって林床植生が変わって生物多様性も上がりますよねと。里山でとった薪とか、そういったものは木質バイオマスで使えるとか、あるいは、そこに高齢者のボランティアの方が関わることによって居場所づくりになるとか、それが子供たちにそういうイベントに参加することによって子供の環境教育にもいいよねというような、視点としては個別なんですけども、実際の取組としてはそういう波及的とか複合的な意味というのが緑って持ち得るのかなというふうに思っていますので、そういう観点も必要かなと思います。

それから、いろんな主体との連携と書いてあるんですけど、これはかなり最近、先ほどから P a r k - P F I の話も出ていますけど、いろんな担い方というのが出てきていると思います。まだまだいろんな担い方はあると思うし、それを見える化していくということが必要かなというふうに思っています。

それから、最後に、公園ユーザーの話の中で、子育ての人たちとか、子育て世代とか、あるいは高齢者の居場所であるとか、訪日外国人という話が出てきていると思うんですけども、これはとても感覚的なんですけど、Z世代ってどうなのかなというふうに思っています。大体1995年以降生まれの、産まれたときからデジタルがネイティブになっている世代。この世代というのは、今後10年20年、社会の中心になっていく、子育て世代になるかもしれないし、こういった世代をどういうふうに捉えて、公園ファンにしていくかというようなことが今後10年20年で考えたときに、一つ重要な観点なのかなというふうに思いました。

以上でございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、里吉委員、どうぞ。

○里吉委員 時間がないので簡潔に言います。言いたいことはたくさんあるんですけど。

一つは、先ほどから話になっている P a r k - P F I で明治公園の話がありました。先ほど、ご説明もあったように、あれだけ大きなものが建って違和感があって、地域から反対はされていますが、あれは基準に合っているということなので、その基準そのものがどうなのかということは、私は本当に問題だなと思っていて、それで一番最初に考えなきゃいけないのは、都立公園は誰のものかということなんです。都立公園は都民みんなの大事な財産であると。そして、都心の中にあって、無料で自由に利用できる、もちろんルールはありますけれども、無料で誰でも自由に利用できる貴重な空間だということです。そして、緑も豊かにあって、都心の中にあっても大きな樹木が伸び伸びと成長できる、環境も守られる、そういう場所だということが大前提にあって、それを本当にどれだけ大事にしていけるかということが大事だと思うんです。

説明にもありましたけれども、世界主要都市の中で人口に比べると断トツに都心の都立公園は少ないということでは、これを増やしていかなければいけないのに、その都心の中に、あぁいった施設がどんどん入って行って、しかし、公園面積の中にも含

まれているということだと、実態の都立公園の面積と私たちが都立公園として認識する面積と変わってきてしまうのではないかなというふうに危惧しています。そこは問題点としてこれから考えていただきたいと思います。

それから、インクルーシブの話がたくさん出ましたけれども、ここについては、公園に遊び場を整備していくプロセスもインクルーシブであるべきという声がたくさん出されています。ですから、子供たちや高齢者や多国籍、障がい、いろいろな方々も含めた検討会が本当はあるべきだと。

それから、時々都立公園のいろいろなものをつくるときに反対の声が上がるんですけども、それは大体近隣住民の方からなんです。区立公園をつくるときは、つくるときに周りの方の意見を聞きながらつくるので、そういうことはほとんど起きないんです。でも都立公園は、近隣の方の公園ではなくて、幅広い都民の方の公園ということがあるので、あまり近隣の方との話合いというのをこれまでやってきませんでした。もちろんいろんな方の意見を聞くのも大事なんですけども、都立公園の周りにいる皆さんの声も私は一定程度聞く場をつくる必要があるんじゃないかなと思いますし、そういうことをやった公園では、いろいろなNPO法人をつくったりして、都民の皆さんや近隣の皆さんが公園の管理運営にも協力しているという例も幾つかあります。そういう意味では、都立公園のあり方として、近隣住民との関係のつくり方、それから一番最初からどうやって広い意見を聞きながら、都民のための公園をつくれるのかということもぜひ考えていただきたいと思います。

以上にします。

○高梨会長 ありがとうございます。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 服部でございます。

いろいろな本当にすばらしいご意見をお聞きしまして、ありがとうございました。

私からは、私の仕事に絡んでおりますが、ここに子供を育てる場とございます。

今、日本人がいろいろ忘れてきてしまったものがたくさんありまして、ご意見にも出ましたけれども、外国の人が日本の古きよき歴史を日本人以上によく分かっているということがあるんですね、実際に。それは日本の若者の行動を見ても、日本の歴史とか古いものにあまり関心がない人がすごく多くなってきているんです。学校の勉強の中で歴史を学ぶというよりも、本当にすぐそばにある地元の公園でその地

域の歴史ですとか、日本の古いよい歴史的なものがちょっと学べるような場所になったらどうかと思います。

そして、SDGs、持続可能な開発目標ということなんですけれども、これは2015年に国連から発表されたものですが、それと同じようなことが2005年、日本の食育基本法の中にほとんど同じようなことで盛り込まれているんです。食育というのは、食から体を元気に健康にすることなんですけれども、健康ということを考えまして、公園に行くと、本当に緑の空気で健康になると思うんです、それにプラスアルファ、食育などを絡めて公園に行ったら、より健康になるなということを地域の皆様、そして外国人、また都民の方々、全国的に東京を訪れる方々も、「公園に行くと本当にいろんな知識が学べて健康になるな」という感じで公園づくりをしていただけたらと思います。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

あと、伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 国土交通省の伊藤でございます。

先生方からもう十分にご意見が出たのかぶってしまうかもしれませんが、まずは資料の中で6ページ、7ページで国の施策の動向をご紹介いただきまして、ありがとうございました。

特に7ページのところで、都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会の提言というのを10月に取りまとめたところですが、我々はこれに従って今後施策を進めていきたいと考えているのですが、これの具体的な戦略の前に、都市公園をどうしていこうかということを考えたときに、活きる公園にしていこうというような考え方がございまして、そのために三つ大きな変革をしていこうということがこの前提にございます。それを紹介させていただきたいのですが、まずは「まちの資産」とするということでございます。先ほどからまちづくりの中での公園ということも先生方もおっしゃっていただいておりますけれども、都市のアセットとして公園の取組が周りに波及していったり、まちづくり全体の中で公園が核になったり、そういうような観点、それで地域の中で、地域全体の価値を高めるような公園というような形で運営ができていったらいいのではないかとというような観点で、変革していきましょうということでございます。

二つ目が「個性を活かす」ということをございます。この検討会を始めた一つのきっかけになりますのが、例えば、一律どこでもキャッチボールができない公園になっているとかということがございまして、まだまだ公園っていろんなことができる場所ではあるのですけれども、一方で、そういったことから非常に規制があって使えない、非常に固い施設だと思われている節もございますので、そうしたところから、例えば公園の特性に応じたルールづくりなどできるようにしていったらいいのではないかとというようなことをございます。

そして三つ目、これは最後でございますけれども、「共に育て共に創る公園」にしていこうということをございまして、多様なステークホルダー、今、公園に関わっている人だけではなくて、先ほどもいろいろ生物多様性のときに、気持ちはあるけれども機会がないと言っている方たちもいらっしゃいますように、今関わってなくても公園に関わりたい、あるいは機会があれば関わるというような方もいらっしゃると思いますので、そういう人たちをうまく巻き込んでいって、パートナーシップで公園のマネジメントをしていければいいのではないかとというようなことを考えておりまして、こういったところから、こういう具体的な戦略につながっているということをございます。

こんな背景もありましたことをご紹介させていただきまして、今後の検討のときにご参考いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○高梨会長 ありがとうございます。

まだご発言いただいていない藤田先生、何かございますか。

○藤田委員 私からは一言だけなんですけれども、ミスマッチを防ぐということが大事だなと思っております、都民の声だとか周辺住民の声を聞いて、的確に反映させていくべきところと、それから、この会議の中でも検討されると思うんですけれども、都として、これを必ずどの公園に対しても共通して推進していかなければいけないところと、それから、公園のタイプによって、あるいは、それを利用する人々がどこからどういうふうに移動しているのかということを的確に把握をして、それに応えるような方針というのをつけるという、そこを間違わずに行っていくと、今日、いろいろな委員の皆さんの意見が出てきましたので、それらを反映させる公園、そうではない公園というのがあると思うので、そのミスマッチというものを防ぎながら、

適正なところに手を加え、税金を投入し、よりよくしていくというふうにやっていくというのが大事だというふうに思います。

先ほどの最初の説明でもモニターアンケートの結果というものが示されていましたが、モニターを使ったアンケートというのを、上手に適正な対象に対して、適正な質問で行って、的確な分析を行うと、それはとてもいいデータになっていくと思います。逆にこれを適当にやっていくと、出た結果というものが逆に反感を買うというか、間違った方向に導いてしまうということもあり得ると思うので、その辺りは慎重に的確にやっていくことも大事だというふうに思います。

私からは以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

あと、須田委員の代理で、今日、長谷川統括管理官、ご出席でございます。何かございましたらご発言、お願いします。

○長谷川委員代理 感想めいた話になって恐縮なんですけども、先生方からのお話、いろいろ出た中で、私自身、やはり、まちづくりとの関係性というものが非常に重要かなというふうに感じたところでございます。

それからあと、もう一点、いろいろな社会的な要請、課題、これらを複合的にどう組み合わせ、どこの都市公園の場所でやるのかということが恐らく議論されていくこともあるんだろうと思うんですが、個人的には都立公園ですので、都民の方々が心穏やかに利用いただける、そこはベースとして意識して審議がされるといいなというふうに、あくまでも個人的ですが、思った次第でございます。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

皆さんからご意見をいただきまして、非常に多面的な観点からご意見をいただいたわけでございます。検討の視点としてということもございまして、また、公園の重点と申しますか、どういうものをこれから重点に置いていったらいいかというようなこと、あるいは、つくる過程、運営する過程をどうするかという、そういうことも含めて多面的なご意見をいただいたわけでございます。

いろいろお伺いして、都立公園に対して単に公園を利用するという観点だけではなくて、非常に幅広い社会的な課題に対していかに対応していったらいいのか、その可能性を相当持っているのが都立公園だということ。社会的な課題と申しますけれ



ども、環境的な課題もそうですね。それと、地域づくりの課題といたしますか、そういうものも含めて幅広の多面的な課題に対して応えていく上で、非常に重要な役割を果たしていくことが都立公園に求められている。というようなご趣旨ではないかなと私自身は受け止めたところでございます。

本日はいろいろご意見を出していただきましたので、次回、これを整理した上で、さらに審議を深めていきたいというふうに考えておりますが、いかがでございませうか。そういう方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○高梨会長 ご賛同いただきましてありがとうございます。

では、そういうことで、これからの審議会の運営を進めるようにさせていただきますと  
うございます。

それでは、以上をもちまして、議事につきましては終了させていただきます、最後に事務局より報告がございますので、事務局、よろしくお願いいたします。

○坂下計画課長 引き続き、私のほうから報告させていただきます。

当審議会におきまして、現在、諮問し審議いただいております都市計画小田良谷戸公園の整備計画に関してでございます。こちらのほう、昨年度審議を行っておりますが、今年度に入って地元稲城市から、公園に隣接、あるいは公園内に流れます三沢川周辺の区域において、公園計画区域も含めた新たな土地区画整理事業の検討が地域住民等により進められるとの地元市からの情報提供がございました。これまでの審議の中では、そういったまちづくりの動向というのはなかったため、そういったことは踏まえておりませんでした。今回、こうした新たな動き、あるいはまちづくりの状況が見えてきてございますので、本公園の整備計画につきましては、この地域のまちづくりとの整合を図る必要があると考えておきまして、今後のまちづくりの動向を見ながら進めたいというふうに考えてございます。それまでの間、しばらく審議のほうは休止させていただきますというふうに考えておきまして、どうぞご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○高梨会長 ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたらご発言  
お願いいたします。

地域のまちづくりとの関係を重視してということでございますので、しばらくは審議を休止ということでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

○高梨会長 ありがとうございます。異論がないようでございますので、そういうことにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして本日の審議は終了とさせていただきます。

今日は非常に、皆さんには忌憚のないご意見を賜りましたことを感謝申し上げたいと思います。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

○田中管理課長 高梨会長、大変ありがとうございました。

また、委員の皆様、音声の不都合等がありまして、大変申し訳ございませんでしたが、進行に多大なご協力をいただき、誠にありがとうございました。

本日いただきました委員の皆様の大変貴重にご意見の数々を踏まえまして、事務局としての検討を今後ともしっかり進めてまいりたいと思います。

次回の審議会の日程等につきましては、また改めて事務局よりご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。